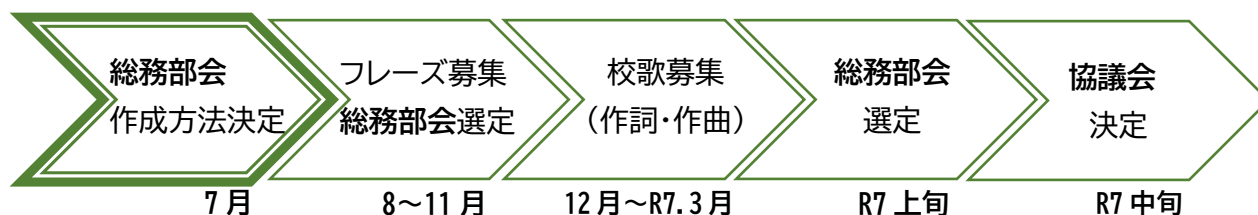


協議事項(3) 豊前市立学校の新しい校歌について

豊前市に新設する新しい中学校・義務教育学校・小学校2校の校歌を作成するにあたり具体的な方法等を決める。

○作成の流れ



1. 校歌の作成方法について

| | 事務局案 | 左記以外 |
|-------------------|---|---|
| 豊前蔵春学園 | 作詞:推薦者(市内在住者)に依頼 作曲:推薦者に依頼 | ・公募 ・業者委託 |
| 豊前中学校 | 築上中部高校の校歌 作詞:島田芳文 作曲:名倉 晰(なぐら あきら) | ・小学校の事務局案 ・小学校の左記以外 |
| 豊前北小学校 豊前中央小学校 | ▶校歌に入れてほしい言葉・フレーズを募集 ▶上記フレーズ等の使用を要件として作詞・作曲を一体として推薦者に依頼 *どちらかできる方に依頼し、一方については依頼した方へ推薦者の有無を確認する。 いらした場合はその方へ依頼。 | ・公募 (作詞作曲を一体) ・業者委託 (プロポーザル) |

| | メリット | デメリット |
|------|---|--|
| 推薦者 | ・本市にゆかりのある方であれば愛着が深まる | ・作品に対して意見が出しにくい場合がある |
| 公募 | ・広く募集でき、また優秀な作品やアイデアから作成することが出来る事が期待できる | ・本市の意向に沿った応募があるか不明 ・専門性が必要なため気軽に応募できず応募点数や質の確保が困難な場合がある ・審査に対し専門性が必要 |
| 業者委託 | ・専門性のある作品が期待でき、編曲等の作業が不要 | ・委託費が必要(他の方法の謝礼に比べ高額) |

*作詞作曲者がJASRACの会員・信託者が作詞、作曲をした作品は、原則として全てJASRAC管理となりHPへの掲載等について使用料が発生する場合がある。

【推薦者について】

- ・推薦者選定については事務局に一任
- ・推薦者より了承を得たのち、部会委員へ報告

【その他】

- ・築上中部高校校歌の使用許可が取れない場合や推薦者の了承が得られなかった場合は部会長、副部会長へ報告のうえ公募する
- ・豊前中学校のフレーズ等もあらかじめ募集する

2. 募集要項について

(1) 応募資格について

| フレーズ募集の応募資格 | 校歌を公募する場合の応募資格 |
|---|---|
| ア. どなたでも応募可能 イ. 市内在住者の方 ウ. 市内の小・中学校に在学する児童・生徒・教職員 エ. 市内の職場に勤務する者 オ. 市出身者で市外に在住する者 | ア. どなたでも応募可能 イ. 市内在住者の方 ウ. 市内の小・中学校に在学する児童・生徒・教職員 エ. 市内の職場に勤務する者 オ. 市出身者で市外に在住する者 |

(2) 謝礼について

| 推薦者へ依頼する場合の謝礼 | 校歌を公募する場合の謝礼 |
|----------------------|-----------------------------|
| 推薦者の方とご相談しながら、予算の範囲内 | ・案1. 謝礼なし(感謝状) ・案2. 10万円 |

(3) その他募集事項について

3. フレーズの選考方法等について

必ず歌詞に使用してほしいフレーズ等を総務部会において選定、その他のフレーズ等も作詞者の方に自由に使用していただく

(1)選定方法について

事務局

- ・応募一覧を整理し部会委員へ提示
- ・一覧作成の際、事務局にてふさわしくないフレーズ等は削除(別表に整理)

総務部会

- ・事前選定:1人3点を選定し総務部会へ出席
- ・選定:事前選定されたフレーズ等から、1人2票を投票し、選定された上位数点(1~2点程度)を選定

4. 校歌の選考・決定方法について

- ・選定委員を組織する
- ・校歌選定については専門的な知識が必要と思われるため、選定委員として音楽教諭等に選定委員となることを依頼する
- ・選定委員は部会長、副部会長、音楽教諭および希望者(総務部会員に限る)
- ・決定にあたっては以下のとおりとする
 - 一次審査:事務局および音楽教諭等において5作品程度選定(必要な場合)
 - 二次審査:選定委員にて決定

■フレーズ募集要項

| 募集事項 | 内容 |
|---------|--|
| ・学校名称 | ・豊前中学校 ・豊前北小学校 ・豊前中央小学校 |
| ・応募期間 | ・2か月程度 ・広報紙での周知は9月号掲載予定のため1ヶ月 |
| ・応募資格 | ・協議事項 2(1) |
| ・応募方法 | ・G フォーム、応募箱投函、持参、郵送、電子メール (電話、口頭は受付不可) |
| ・応募基準 | ・他の著作権に抵触しないものとし、著作権などについて、第三者から異議申し立て・苦情等があった場合は、費用負担を含め応募者が対応する ・応募は一人につき各校3点まで記入可 |
| ・選考方法など | ・協議事項3 |
| ・その他 | ・応募に要する経費は、応募者の負担 ・応募作品は返却しない ・著作権等一切の権利は豊前市教育委員会に帰属する ・入選者は一部補作・修正等を事務局に認めることとする |
| ■記載事項 | ・言葉、フレーズ ・言葉、フレーズを選んだ理由 ・応募者情報 ▶住所、氏名、生年月日(年齢確認のため)、連絡先等 |
| ■周知方法 | 市報、豊前市HP、協議会だより、市の公式LINE、ポスターにより周知する ・学校が夏休みになるため、周知方法は今後検討する |

■校歌募集要項

| 募集事項 | 内容 |
|-----------|---|
| ・学校名称 | ・豊前北小学校 ・豊前中央小学校 |
| ・応募期間 | ・3か月程度 |
| ・応募資格 | ・協議事項 2(1) ・個人に限る(個人による共同応募も可能) ・未成年は保護者の承諾が必要(著作権等の関係) |
| ・応募方法 | ・持参、郵送、電子メール(FAX 不可) |
| ・謝礼 | ・協議事項 2(2) |
| ・応募基準 | ・自作(他の著作権に抵触しない)かつ未発表のものとする *著作権などについて、第三者から異議申し立て・苦情等があった場合は、費用負担を含め応募者が対応する ・応募作品数は一人につき各校1作品 ・小学生が歌いやすい音域、音階としてください ・別紙の歌詞に必ず使用してほしい言葉、フレーズを使用してください |
| ・選考方法など | ・協議事項3 ・応募者にのみ連絡する |
| ・その他 | ・採用後も募集要項違反が認められた場合は採用を取り消すこともあり、違反作品による損害は応募者が対応する ・応募に要する経費は、応募者の負担 ・応募作品は返却しない ・選定作品の著作権等一切の権利は豊前市教育委員会に帰属する ・入選者は一部補作・修正等を事務局に認めることとする |
| ■提出するもの | ・主旋律の譜面 ・歌詞(ひらがな)を記載したピアノ演奏用の譜面(歌伴奏用) ・曲を録音した音源(歌り・カラオケ) |
| ■応募用紙への記載 | ・歌詞(3番まで) ・作品に込めた思いを記入 ・応募者情報 ▶住所、氏名、生年月日(年齢確認のため)、連絡先 ▶入選作品の応募者は本人了解のもと本市HP等にて公表 ・保護者同意 |
| ■周知方法 | 市報、豊前市HP、協議会だより、市の公式LINE、ポスターにより周知する |